

新潟県小学校児童見舞金規程

(目的)

第 1 条 この見舞金は、新潟県小学校児童にかかわる死亡、災害及び県外小学校児童の受けた甚大な災害に対し、児童の同情心を涵養し、相互扶助の精神を助長するために、全県小学校児童の名のもとに贈るものである。

(対象)

第 2 条 この見舞金は、死亡した児童及び天災地変や火災に遭遇した児童を対象として適用する。

(募 金)

第 3 条 見舞金は、県内小学校児童より募金する。

(見舞金額)

第 4 条 見舞金の額は、下記の通りに定める。
但し、広域に渡る大規模災害の場合の額は、理事会において別に定める。

1. 死亡の場合	金50,000円
2. 全焼・全壊・流失の場合	金50,000円
3. 半焼・半壊の場合	金30,000円
4. 床上浸水の場合	金20,000円
5. 避難指示の場合	金10,000円
6. その他必要と認めるものは、その都度理事会においてこれを定める。	

(見舞金の申請)

第 5 条 見舞金の申請は、当該郡市の校長会長が行う。申請書は別に定める。

(県外見舞)

第 6 条 県外への見舞金は、理事会の承認を経て行う。

(会 計)

第 7 条 この規定による会計は、独立経理とし毎年代議員会において会計報告を行う。
附 記 この規定は、昭和33年1月13日から実施する。

昭和33年9月20日 改正
昭和39年5月8日 一部修正
昭和45年5月7日 一部修正（金額）
昭和46年5月7日 一部修正（床上浸水）
昭和48年9月21日 改正（昭和48年4月1日から適用）
昭和50年4月1日 一部修正（金額）
昭和56年5月14日 一部修正（金額）（昭和56年4月1日から適用）
昭和62年5月14日 一部修正（金額）（昭和62年4月1日から適用）
平成元年5月16日 一部修正（平成元年4月1日から適用）
平成3年5月17日 一部修正（平成3年4月1日から適用）
平成17年5月11日 一部修正・追加（見舞金額）
平成21年5月15日 一部修正・追加 被災証明（平成21年4月1日から適用）

(児童見舞金に関する確認事項)

1. 家屋火災で児童が焼死した場合は、「死亡の場合」に該当するものとする。
2. 火災に際して、放水による被害を受けた場合、消防署から水損の被災証明が出ない場合がある。その場合、「床上浸水の場合」に該当するものとし、校長の被災証明を添付した申請書を提出することとする。
(昭和50年6月10日、県小評議員会)
3. 「避難指示等の場合」は、市町村長の避難命令が出され、7日以上外泊した場合において、校長の被害証明を添付した申請書を提出した場合である。（平成元年5月16日、代議員会）
4. 火災の被災証明書については様式2とする。ただし、様式2-2に代えることができる（新聞記事添付）。（平成21年5月15日、代議員会）